

## 滋賀県循環社会推進課ピリカ利用要領

### (目的)

第1条 この要領は滋賀県循環社会推進課がピリカを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ピリカ

株式会社ピリカがインターネット上において提供する情報サービスをいう。

(2) 団体版ピリカ

ボランティア団体、企業、自治体等が環境美化活動等の結果を投稿し、情報発信を行うページをいう。

(3) 公式ページ

循環社会推進課が運用する次の団体版ピリカをいう。

ページ名：滋賀県循環社会推進課

アドレス：<https://www.pirika.org/u/6109150520541184>

### (運用管理者)

第3条 公式ページの管理運用は、循環社会推進課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式ページの運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

### (投稿者)

第4条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

### (掲載情報)

第5条 公式ページでは次に掲げる情報を発信する。

(1) 県民や企業等の環境美化活動に関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

3 保護データに該当する情報は発信してはならない。

(禁止事項)

第6条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反する恐れのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または、差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実を異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) 上記(1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを含むもの
- (12) その他運用管理者が不適切と判断するもの

(著作権)

第7条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有する者に帰属する。

(アカウントの明示)

第8条 なりすましによる誤情報を防ぐため、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示するとともに、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する。

(免責事項)

第9条 滋賀県、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付則 この利用要領は平成28年9月14日より施行する。